

各 位

会 社 名 株式会社 SOL Holdings

代表者名 代表取締役社長 宮嶋 淳

(JASDAQ・コード 6636)

問合せ先 (役職) 取締役管理部長 (氏名) 中原 麗

電話 03-3449-3939

第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 5 回新株予約権発行に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 10 月 7 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当の方法により発行される第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本転換社債型新株予約権」といいます。）及び第 5 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）の募集を行うこと（以下、「本資金調達」という。）について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 本新株予約権付社債発行に係る募集の概要

(1) 払込期日	平成 26 年 11 月 4 日
(2) 新株予約権の総数	30 個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は 10,000,000 円（額面 100 円につき金 100 円） 本転換社債型新株予約権の発行価額は無償
(4) 当該発行による潜在株式数	824,160 株
(5) 調達資金の額	300,000,000 円
(6) 転換価額	1 株当たり 364 円
(7) 新株予約権を行使できる期間	平成 26 年 11 月 4 日から平成 29 年 11 月 3 日
(8) 社債の償還の方法及び期限	本社債の元金は、平成 29 年 11 月 4 日（「償還期限」）に、未償還の本社債の全部を額面 100 円につき金 100 円で償還
(8) 募集又は割当方法	第三者割当 (割当予定先) Oak キャピタル株式会社 (30 個)
(9) その他	①金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20 連続取引日にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額の 150%を超えた場合、当社は、その選択により、本社債権者に対して、当該 20 連続取引日の最終日から 30 日以内に、繰上償還日の 30 日以上 60 日以内の事前の通知を行うことにより、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の 100%で償還することができる。 ②社債権者は、当社に対して、繰上償還日を平成 28 年 11 月 4 日として、当該繰上償還日の 30 営業日以上 60 営業日以内の事前の通知をし、その保有する本社債の全部又は一部を額面 100 円につき 100 円で繰上償還することを請求する権利を有する。社債権者は、当社の同意なく、当該通知を撤回することができない。

	<p>③本社債権者が本新株予約権付社債の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>④上記各号については、平成 26 年 10 月 31 日（金）開催予定の株主総会の承認を条件とする。</p>
--	---

(2) 本新株予約権発行に係る募集の概要

(1) 申込期日	平成 26 年 11 月 4 日
(2) 新株予約権の総数	46,704 個（新株予約権 1 個当たり 100 株）
(3) 発行価額	新株予約権 1 個につき 390 円
(4) 当該発行による潜在株式数	4,670,400 株
(5) 調達資金の額 （新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	1,718,240,160 円 （内訳）新株予約権の発行による調達額：18,214,560 円 新株予約権の行使による調達額：1,700,025,600 円
(6) 行使価額	1 株当たり 364 円
(7) 行使期間	平成 26 年 11 月 4 日から平成 28 年 11 月 3 日
(8) 募集又は割当方法	第三者割当 （割当予定先）Oak キャピタル株式会社（46,704 個）
(9) その他	<p>①本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 150%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」という。）の 2 週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき金 390 円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。</p> <p>②本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>③上記各号については、平成 26 年 10 月 31 日（金）開催予定の株主総会の承認を条件とする。</p>

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的、背景等

当社は、スーパーソルガム（遺伝子組み換えではなく、ゲノム育種により、その収量や搾汁糖度を高めたソルガム（イネ科の植物）のこと。以下同じ。）を栽培し、これを原料とした、化石燃料の代替燃料と成り得るバイオ燃料（バイオエタノール及びバイオマスペレット）・食品原料（砂糖及び液糖）・配合飼料向け種子等を生産販売するスーパーソルガム事業を今後の中核事業と位置付け、平成25年3月期から本格的に取り組みを開始しております。

今般、東南アジア地域における当社スーパーソルガム事業に係る設備投資・運転資金・研究開発費用に充当する目的で、本資金調達を実施することといたしました。当社では今回の資金調達により、インドネシア及びタイにおけるスーパーソルガムを原料とするバイオマスペレット及び配合飼料向け事業の開始に必要な投資を実行し、スーパーソルガム事業を早期に収益事業化することを目的としております。

I 当社のバイオ燃料事業の沿革及び現状

(i) 平成 25 年 3 月期末までの経緯等

当社は、平成 25 年 3 月期より、新たな事業として、インドネシアにおいてスーパーソルガムから生成されるソルガム糖液やバイオエタノールを活用したバイオ燃料事業を開始することとし、平成 24 年 9 月から、インドネシアのインドネシア科学院（Indonesian Institute of Science 以下、「LIPI」という）と LIPI の研究施設内においてスーパーソルガムを活用したバイオ燃料に関する共同研究を開始しました。

平成 25 年 2 月には、LIPI により、当該研究に基づく実証実験結果報告会が開催され、スーパーソルガムがサトウキビ等に比べ 3 倍～4 倍の収穫量が見込めること、バイオエタノール換算においても 3 倍～4 倍の生産予想量が実証されたことが報告され、これを契機に、当社は、東南アジア地域を中心に各国よりスーパーソルガムに関する複数のお問い合わせをいただくこととなりました。

さらに、当社は、平成 25 年 5 月 17 日付で、PT. Samirana Surya Semesta(以下、「サミラナ」という)との間で、インドネシアにおけるスーパーソルガムを活用した大規模ソルガム農場の構築、ソルガム糖液プラント及びバイオエタノールプラントの建設・運営等を行うためのジョイントベンチャー（以下、「本件 JV」という）の設立及び運営に関し、ジョイントベンチャー契約（以下、「本件 JV 契約」という）を締結いたしました（\*1）。

かかる状況の中、平成 25 年 9 月初旬にサミラナより、ソルガム糖液及びバイオエタノール事業に先立ち、バイオマス発電事業を行い、その収益をもって、ソルガム糖液プラント及びバイオエタノールプラント開発を行いたい旨打診があり、当社は、バイオマス発電事業の将来性や、本件 JV に関する事業計画を変更してバイオマス発電事業の収益によってソルガム糖液プラント及びバイオエタノールプラント開発を当初予定よりも後倒しすることについて検討を行いました。その結果、当社としても、上記打診のとおりバイオマス発電事業についての収益性が確認できたこと、及び、種子販売事業については平成 25 年 9 月初旬にインドネシアの政府関係機関や民間企業、オーストラリアやメキシコの企業等から、スーパーソルガム種子の購入に関する営業交渉が増加し、複数品種で大量の種子の需要が求められる状況が生まれていたこと等に鑑みて、本件 JV の事業計画を変更することに同意し、平成 25 年 9 月 30 日付で、サミラナとの間で、本件 JV 契約の変更に関する覚書を締結いたしました。（ただし、本日までの間、種子販売事業において売上高は計上されておられません。）

このような、種子販売事業及び本件 JV 計画の変更を取り巻く急激な変化（具体的には、①スーパーソルガムの急激な需要の増大に対応すべく大量の種子生産を行う必要性が生じたこと、②スーパーソルガムの種子を大量に生産するためには、種子生産のための圃場の確保など一定の時間が必要であったこと等）に鑑み、当社は、本件 JV でのプラント建設費用を縮小したうえで、元より契約予定であったスーパーソルガム種子の購入契約を前倒しにするとともに規模を拡大することといたしました（\*1）。

#### (ii) 濃縮糖液販売事業の検討に係る経緯等

上記の状況下、当社は、日本国内の食品メーカーのインドネシアの現地子会社（以下、「日本国内食品メーカーの現地法人」という。）より、インドネシアにおいて当社グループがスーパーソルガムの搾汁液を濃縮して生成する濃縮糖液を製品の原材料として採用を検討したい旨及び同社での品質評価テストを経て採用となった時点で買取りに関する契約を締結したい旨の打診を受けました。

当社は、検討の結果、濃縮糖液の販売は、種子販売と比べ収益性等の面で優位性を有しており、濃縮糖液の販売事業は、当社グループのスーパーソルガムに関する事業の一環として、当社グループの収益基盤の強化に寄与するものと判断し、当該事業の開始を決定いたしました（\*2）。

現在、濃縮糖液の販売事業に関しましては、当社の濃縮糖液を日本国内食品メーカーの現地法人の製品の原材料として使用し、当該製品を評価する最終段階に移行しております。当該評価テスト完了後、採用が決まった場合には、当該法人との間で、当社の濃縮糖液の売買に関する契約の締結に向けた協議を進めることとなります。当初計画では、採用が決まった場合には平成 26 年 12 月より濃縮糖液の販売を開始する予定でしたが、濃縮糖液製造用のスーパーソルガムに係る圃場の確保について、複数の圃場候補地の中から、気候、土壌、賃料、地理等を総合的に勘案し選択したことにより一部遅れが生じたため、現在では、平成 27 年 1 月からの販売開始を予定しております。また、日本国内食品メーカーの現地法人と締結した「糖液の評価に関する秘密保持契約書」につきましては、平成 26 年 8 月 31 日で評価期間は終了し、当該契約は失効していますが、現在再契約に向け交渉中です。また、同法人から評価作業は現在も続いていると聞いており、今後、評価が完了次第、当社は売買契約締結に向けて価格及び数量の協議をおこなう予定です。

## II バイオマスペレット事業・配合飼料向け種子事業の検討

### (i) バイオマスペレット事業（注1）検討の経緯

平成23年3月の東日本大震災をきっかけに日本政府は、電力政策として再生可能エネルギーの活用を加速させる政策を打ち出しています。「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」（以下「FIT」という。）は、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど）によって発電された電気を、国が定める一定の期間にわたって、国が定める一定の価格で購入することを電気事業者が義務付ける制度であり、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「再生可能エネルギー特措法」という。）に基づき平成24年7月1日から開始されました。これにより、再生可能エネルギーの発電投資の費用回収の不確実性を低減させ、こうした投資を促すことで再生可能エネルギーの導入拡大の加速化を担っています。また、導入拡大が加速すれば、設備の量産化が進み、現時点では他のエネルギーに比して割高な再生可能エネルギーのコストダウンが進展することも期待されています。

一方、日本の電力価格は、東日本大震災以降上昇傾向にあります。特に企業向け電力価格の高騰は顕著です（いずれも、東京電力株式会社のウェブサイトで公表されている燃料費調整単価一覧表参照）。

FITの対象となる再生可能エネルギーの中でもバイオマス（注2）は、太陽光発電や風力発電などに比べ、一年を通じて安定的に電力供給が可能なことなどにより、企業の自社工場向けや安定的に電力事業の運営が行えるなどのメリットがあります。一方、バイオマス資源は、日本国内の森林の間伐材や、東南アジア地域からのパームヤシの殻（以下「PKS」という。）などを材料としていますが、バイオマス資源の調達については、日本国内の間伐材の安定的な調達や発電コストに見合った価格での調達が難しい状況であると認識しております。また、PKSはその最大産地である、インドネシア、マレーシアといった地域からの調達を行っていますが、インドネシアに進出している日系企業の子会社や大手商社に対して当社が独自に聞き取り調査を行ったところによれば、近年、中国や韓国地域からの大量の需要により、PKSの価格が大幅に高騰しており、また、PKSを長期間に渡り安定的に調達することも難しい状況にあるとのことです。

このような中当社は、スーパーソルガム事業の事業検討の中で、当社のスーパーソルガムのバイオマスへの応用の技術的な可能性並びにバイオマスの市場調査を進めるとともに、スーパーソルガムを活用したバイオマスペレット（注3）の製造の検証、ペレット製造機の選定等を行ってまいりました。

PKS等他のバイオマス燃料は多くは、パームなどの主原料の副産物として得られるのに対して、スーパーソルガムを原料としたバイオマスペレットは、資源作物として生産されること、その収量の多さから比較的安価に製造が可能であり、PKSの価格高騰により販売可能性が上がったこと、バイオマスペレット製造に関して大規模な設備投資が必要なく投資リスクが低く抑えられることなどから、平成26年4月以降、スーパーソルガムを原料としたバイオマスペレットの製造及び販売について、大手日本企業を含む電力事業者など複数社と、売買契約に向けた交渉を開始いたしました。

当社としましては、スーパーソルガムから製造するバイオマスペレットについては、発電用バイオマス燃料としての需要を見込んでおり、売買契約に向けて交渉中の大手日本企業（以下、「ペレット販売予定先」といいます）における最大需要量は年間50万トンを見込んでおります。また、上記のとおり、日本におけるバイオマス燃料の需要は今後も拡大していくものと予測しており、通常のバイオマス燃料よりも安価に製造・販売可能な当社のバイオマスペレットの需要も、今後さらに増加していくものと見込んでおります。

### (ii) 配合飼料向け種子事業検討の経緯

ソルガムはイネ科の植物で、種子が多く収穫できるため、食用として栽培されている（アフリカではその種子を食用として利用しており、日本でも戦前まで食用として栽培されておりました。）ほか、家畜飼料（配合飼料）としても日本でもコーンに次ぐ量が利用されております。当社のスーパーソルガムは、既存品種のソルガムよりも、多量の種子を収穫できる点で優位性を有しております。

当社は、日本の飼料メーカー（以下「本飼料メーカー」といいます。）を通じ、当社が栽培したスーパーソルガムの種子の分析を行ったところ、タンパク質、脂質などの栄養価について現在本飼料メーカーが配合飼料として使用している既存の外国産のソルガム種子と同等以上の結果を得ました。

そこで当社は、当社が栽培したスーパーソルガムによって収穫される F2 種子（注 4）を配合飼料向けに販売する事業（以下、「配合飼料向け種子事業」といいます）について検討しました。

（注 1）当該事業は、バイオマス発電事業者向けにバイオマスペレットを製造販売する事業です。圧縮成形されたペレットは、エネルギー密度が高く、輸送や貯蔵に適しているため、バイオマス発電事業者はペレットをバイオマス発電の原料として購入し、石炭などと混焼させることで発電を行います。一方、平成 25 年 10 月 1 日付「（変更）「サミラナとのジョイントベンチャー設立に関するジョイントベンチャー契約締結に関するお知らせ」の一部変更について」にて公表しております、サミラナとのバイオマス発電事業の検討においては、バイオマス発電による売電を事業の主目的としており、発電の原料としては、スーパーソルガムのバガス（絞りかす）を加工せずに直接ボイラーで燃焼させること（ペレットへの加工費を削減）を前提としており、バイオマスペレット事業とは直接的な関係はありません。

（注 2）バイオマスとは、生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼びます。バイオマスの種類には①廃棄物系バイオマス、②未利用バイオマス、そして③資源作物（エネルギーや製品の製造を目的に栽培される植物）があります。資源作物としては、さとうきびやトウモロコシ、ソルガム、キンググラスなどがあげられます。バイオマスから得られるエネルギーのことをバイオエネルギー、又はバイオマスエネルギーとも言います。バイオマスを燃焼することなどにより放出される CO2 は、元来、生物の成長過程で光合成により大気中から吸収した CO2 であるため、化石資源由来のエネルギーや製品をバイオマスで代替することにより、地球温暖化を引き起こす温室効果ガスの 1 つである CO2 の排出削減に大きく貢献することができます。したがって京都議定書の CO2 削減目標をわが国が達成するためには、大幅なバイオマスの利活用が必要であるとされています（平成 18 年 3 月付農林水産省の「新たなバイオマス・ニッポン総合戦略のポイント」（[http://www.maff.go.jp/j/biomass/pdf/h18\\_point.pdf](http://www.maff.go.jp/j/biomass/pdf/h18_point.pdf)）参照）。

（注 3）スーパーソルガムを乾燥させ、粉碎して圧縮し小さなペレット状に成形したもの。

（注 4）一代交配種であるスーパーソルガムの種子（F1 種子）を育成した穂から収穫できるスーパーソルガムの種子のこと。F1 種子は一代交配種であり、F1 種子自体を作製するためには特殊なプロセスが必要であるため、F1 種子は配合飼料向け種子事業には適しません。一方、F2 種子は、F1 種子を蒔いてスーパーソルガムの穂を育成し、その穂から、大量に収穫できます（F1 種子からスーパーソルガムを育成することには、F1 種子自体を作製する場合のような特殊なプロセスは必要ありません。）。したがって、F2 種子は F1 種子に比べて安価に大量に確保できるため、配合飼料向け種子事業に適しております。

この事業検討の中で、配合飼料向けの F2 種子販売事業のみを行う場合、ステム（茎）や葉を廃棄せざるを得ず、他のソルガム種に比して収益性は高いものの、利益性の観点からメリットが少ないことが判明しました。また、スーパーソルガムを用いて行うバイオエタノール事業や糖液事業と複合させて行う場合、配合飼料向け種子事業を重視して種を多量に収穫するためには、ステム（茎）の糖分は減少してしまい、バイオエタノール事業や糖液事業にとってはデメリットとなります。よって、バイオエタノール事業や糖液事業といった糖分を用いて行う事業と配合飼料向けの種子販売事業とを両立させ、複合事業として実施することは困難であると判断するに至りました。

一方、バイオマスペレット事業では、ステム（茎）の糖分量は大きな必要要素では無いため、かかる現象は影響を及ぼしません。またバイオマスペレット事業を単体で行った場合にペレット原料として使用する種子の一部（配合飼料向け飼料の原料となるのは、スーパーソルガムの穂の上部の種であるため。）を、配合飼料用として販売することにより、バイオマスペレット事業、配合飼料向け種子事業をそれぞれ単体で行う場合と比較して、当初設備投資は増加するものの、F2 種子部分をそのままペレット原料の一部とするよりも、収益率は高くなるものと予測しております。

したがって、当社は、バイオマスペレット事業とともに、配合飼料向け種子事業の開始を検討することといたしました。現在、当社は、日本国内の飼料メーカーへの販売を検討しておりますが、インドネシアやタイ、ベトナムでも鳥や豚などの家畜の飼育は盛んに行われているため、当社としましては、日本のみならず、これらの国の飼料メーカーも販売先として視野に入れ、各国において製造した配合飼料向け種子の販路を現地で開拓していきたいと考えております。

### Ⅲ 本資金調達のための具体的な目的等

上記の当社の事業の状況等に鑑み、当社は、以下の費用に充当する目的で、本資金調達を実施することといたしました。

#### (i) インドネシアにおけるバイオマスペレット事業のための資金

インドネシアにおいては、1,000ha 規模でのバイオマスペレット事業の展開を行う予定です。上記「Ⅰ 当社のバイオ燃料事業の沿革及び現状 (ii) 濃縮糖液販売事業の検討に係る経緯等」のとおり、平成 26 年 11 月頃よりインドネシアの日本の大手食品メーカーのインドネシア現地子会社向け糖液製造を行う予定ですが、当該糖液製造の過程で発生するバガス（スーパーソルガムの茎から汁をしぼり取った後のかすのこと。以下同じ。）を利用したペレットの製造を行うとともに、さらに糖液製造用の工場の近隣に新たな栽培用地を確保して、ペレット製造用のスーパーソルガムの栽培を行ってまいります。当該日本の大手食品メーカーのインドネシア現地子会社向け糖液製造では、現地子会社への輸送コスト削減の観点から、当該現地子会社の近隣の製糖工場にて濃縮糖液を製造する予定であるところ、設備投資を最小限にし、工場の稼働率を向上させるため製糖工場とペレット事業用栽培圃場は近接していることが望ましいことから、当該地域において濃縮糖液の製造とペレット製造を併せて行うことが最適であると判断いたしました。

なお、上記「Ⅱ バイオマスペレット事業・配合飼料向け種子事業の検討 (ii) 配合飼料向け種子事業検討の経緯等」のとおり、本来であればバイオマスペレット事業と配合飼料向け種子事業の複合事業を展開することが望ましいところ、当該地域は他の国に比べ農業の機械化が進んでおらず、複雑な作業を行うことが困難なため、現時点では、インドネシアにおいてはバイオマスペレット事業のみを開始することといたしました。

バイオマスペレット事業の開始にあたり、平成 26 年 12 月頃までにバイオマスペレット製造機の購入や土地の確保など約 5 億円の設備投資を計画しております。また当該事業で製造したバイオマスペレットは平成 27 年 4 月頃から日本企業向けに販売を見込んでおり、年間売上金額は約 6.5 億円、栽培コスト約 1.8 億円、製造コスト約 2.75 億円となっており、減価償却費計上後の年間の収益は約 0.95 億円を見込んでおります。

#### (ii) タイにおけるバイオマスペレット事業及び配合飼料向け種子事業のための資金

タイにおいては、現地のパートナー企業である Impress Ethanol Company Ltd.（以下、「IEL」という）は、年間 6 万 KL 規模のバイオエタノールプラントの稼働を、平成 26 年 7 月より開始しております。キャッサバを主なバイオエタノール製造の原料として採用しておりますが、単位当たりのバイオエタノールの製造量は約 3 KL/ha と決して効率的でないため、自社が保有する約 2,000ha の土地とは別に、農家と栽培委託契約を締結し、約 1 万 ha 規模でキャッサバを栽培しております。一方、当社は、バイオエタノール製造の原料としてスーパーソルガム（スーパーソルガムの単位当たりのバイオエタノール製造量は 9 KL/ha を想定）の採用を検討すべく、IEL と共同でスーパーソルガムの試験栽培を実施しておりますが、仮に採用となった場合、栽培用地が最大で約 1/3 に削減できることから、当該土地の有効利用の方法として、当社及び IEL は、バイオマスペレット事業及び配合飼料向け種子事業の開始を検討することといたしました。当社と IEL は JV を組成し、1,000ha 規模でのバイオマスペレット事業及び配合飼料向け種子事業の展開を行う予定です。具体的には、平成 27 年 3 月頃、JV を組成すると同時にバイオマスペレット事業及び配合飼料向け種子事業合わせて約 15 億円の設備投資を予定しており、そのうち当社負担額は約 6 億円です。平成 27 年 4 月頃より当該 JV による事業を開始し、製造したバイオマスペレットは、日本企業であるペレット販売予定先向けに販売を行い、配合飼料向け種子は日本の飼料メーカー向けに販売を行うことを計画しております。

なお、当社としましては、当該 JV を当社の連結の範囲に含めるため、現在、出資比率及び役員構成をパートナー企業と協議中であり、当該売上高は当社の連結売上となるようにしたいと考えております。なお、タイにおける外資規制法では 49%が外資による出資の上限となりますが、実質基準にもとづき、当該 JV を当社の連結の範囲に含めることを検討しています。また、東南アジア地域において大規模なスーパーソルガム栽培を行うためには、一定以上の栽培圃場を確保する必要がありますが、各国において当社が独自圃場を確保することは困難であるとともに、借地料交渉も困難を極めることが想定されるため、当該パートナー企業が、栽培圃場のための土地の確保を行う予定であります。

#### (iii) シンガポール現地法人によるスーパーソルガム事業の運転資金

上記のとおり、スーパーソルガムの種子販売事業や糖液販売事業、バイオマスペレット事業および配合飼料向け種子事業を東南アジア地域において立ち上げるなか、当社は、今後さらに東南アジア地域でのビジネスの重要度が上がり、収益機会も増加するものと考えており、距離の近い東南アジアに統括会社を設置することで、意思決定を早めビジネスをより迅速に行えるようになること、経営判断を迅速に行うことで機会損失を回避できるようになることなどから、シンガポールに、スーパーソルガム事業に係る海外統括会社（シンガポール法人、当社完全子会社）を設立することといたしました。

なお、現時点において当社グループではスーパーソルガム事業による売上はございませんが、販売先各国におけるスーパーソルガム種子登録、輸入許可取得の手続き等の課題をクリアすることを前提に、平成27年3月期第4四半期の種子販売予定額は780百万円を予定しており、濃縮糖液販売事業の売上予定額315百万円を含めると平成27年3月期の当社グループ売上の50%程度を占める計画です。（ただし、各国でのスーパーソルガムの種子登録手続きが完了しない場合等において、これらの売上が計上できない可能性があります。）さらに、本資金調達により調達した資金を利用し、平成28年3月期以降は、インドネシアでのバイオマスペレット事業、タイでのバイオマスペレット事業及び配合飼料向け種子事業が急速に展開できるものと見込んでおります。当社は、このようなスーパーソルガム事業の急速な拡大予測に鑑み、当社の東南アジアにおけるスーパーソルガム事業の組織を整備するとともに、様々な事業環境の変化に対応する体制を構築することが最善の策であると考えております。

現在、当社グループのスーパーソルガム事業は、日本法人であり当社の完全子会社である株式会社スーパーソルガムが主体となり事業を展開しておりますが、平成26年12月を目途に、そのスーパーソルガム事業を、当該シンガポールの海外統括会社に譲渡する予定です。事業譲渡後は、当該シンガポールの海外統括会社が、東南アジアにおける当社グループのスーパーソルガム事業を統括し、各国における現地法人設立や事業投資等を行っていく予定です。今後は、スーパーソルガム事業に係る資金調達はシンガポールの海外統括会社が独自でも行える体制の構築を目指します。また、当該事業譲渡に伴い、現在スーパーソルガム事業を行っている株式会社スーパーソルガムは清算する予定です。

当該事業譲渡後におけるシンガポール統括会社は、平成27年3月期第4四半期からの種子販売事業の売上代金収入があるまでの期間（平成26年11月～平成27年4月頃まで）においては手元流動性資金の流出は避けられない状態にあり、業務効率の最適化等費用削減の取り組みは行っていくものの、今後の安定した事業運営及び新たな事業展開と業容の拡大に向け、当該シンガポール法人のスーパーソルガム事業に係る運転資金及び東南アジアにおける現地法人設立費用（約280百万円 運転資金については、人件費60百万円、事務所賃借料、会計監査費用、弁護士の顧問料など経常的な経費120百万円を予定しております。また現地法人の設立費用に充てる資金として100百万円を予定しております。支出予定時期は平成26年11月頃～平成27年4月頃）を本調達資金より充当する予定です。

(iv) シンガポール現地法人による研究開発費用

また、当社グループが展開するスーパーソルガム事業は、スーパーソルガムの高い収量により各種最終製品の原価低減が見込めることが強みであると認識しており、当該優位性を将来においても保つこと、及び収益性の向上を目指すことを目的として、更なる高収量の新種開発、ペレット事業及び飼料向け種子事業の栽培・製造プロセスに適した新種の開発、土壌や気候、害虫対策など各栽培地域に適した品種の改良などを行ってまいります。なお、当該新種の開発及び品種の改良に関する研究開発は当社のパートナー企業である株式会社アースノートと共同で行う予定です。なお、既存の品種の改良並びに当社が東南アジアやメキシコ、オーストラリア等各地で展開している試験栽培のデータとアースノートが保有しているスーパーソルガムのゲノム情報が必要となるため、両社が共同で行うことが不可避となります。現在、研究開発内容の詳細について協議中であり、権利関係を含め詳細決定後、平成27年1月頃より開始することを計画しております。

新種・改良研究開発費用（180百万円）（人件費、試験栽培用地賃借料、設備費用、分析費用等）を本調達資金より充当する予定です。

なお、当該研究開発費は株式会社アースノートが過去に行った、政府機関や大学との共同研究の実績をもとに算定しております。

(v) 当社の運転資金

当社の平成26年9月末現在の現預金残高は1億28百万円であります。当社は、当期末までの人件費として月額約10百万円、毎月の恒常的な経費（家賃、監査報酬、会計士や税理士などへの顧問料、証券代行機関等への支払）として月額約15百万円を見込んでおります。平成27年3月期第4四半期からスーパーソルガム事業の売上の計上を開始し、現在当社から株式会社スーパーソルガムへの貸付金の返済が開始

されることが見込まれておりますが、それまでの期間においては、引き続き、手元資金の流出は避けられない状況であります。事務所移転による業務効率の改善を今後も図ってまいります。本資金調達により調達した142百万円を平成26年11月～平成27年4月頃までの運転資金として充当する予定です。

そこで、当該運転資金について、資金調達を実施する必要があります。

#### IV 本資金調達の方法を選択した理由

本第三者割当は、既存株主に対して、相応の希薄化の影響を与えるため、当社は、本第三者割当の決定に際し、本第三者割当と他の資金調達方法との比較を行いました。その結果、以下に掲げる理由により、現時点の当社における資金調達方法として、第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権発行による資金調達が、最も合理的と考えられるものと判断いたしました。

- ① 金融機関等からの間接金融による資金調達は現状の当社の財務内容では融資の実施は難しいという返答がなされたこと。
- ② 公募増資や株主割当増資といった広く出資者を募る方法においては、必要とする金額の調達が困難となることが予想されること。
- ③ 当社は、スーパーソルガム事業拡大に伴い、時期を失しないよう早急、確実かつ機動的に確保する必要があります。したがって、事前準備と募集期間に一定の時間を必要とする公募増資及び株主割当増資は必ずしも機動的とは言えず、今回の資金調達の方法として適さないこと。

また、本資金調達は、本新株予約権付社債と本新株予約権の発行により行われるものであります。新株予約権付社債に付された新株予約権が行使されない場合には社債を償還する必要があることから、当社としては、新株式と新株予約権付社債の比較においては、償還義務の生じない新株式による調達が望ましいと言えます。また、本資金調達の一部は新株予約権により行われますが、本新株予約権の行使期間内にその全部または一部につき行使が行われない場合には、本新株予約権の行使による調達額及び差引手取概算額は減少することから、資金調達の確実性という観点からは、本新株予約権付社債の発行のみで当社が必要とする資金の調達を行うことが望ましいと言えます。

しかしながら、当社が割当予定先との間で行った協議の中で、割当予定先より、新株式ではなく、当社の事業の進捗に応じて新株予約権を行使するか社債の償還を求めるかの投資判断を可能とする新株予約権付社債による引受けを行いたいということ、また、新株予約権付社債による調達以外の部分については、一時に当社に資金を投入するのではなく、当社の事業の進捗に応じて資金を投入することが可能な新株予約権の引受けを行いたいとの要望があったことから、Oakキャピタル株式会社から本新株予約権付社債と本新株予約権で引受けを行いたいとの提案を受けたこと、及び、本資金調達は、当社の事業計画、一定期間の間に支出する予定の資金を確保することを目的に行うものであることから、その調達の一部が、行使可能期間の間に随時行使が行われて資金が調達される本新株予約権であっても当該目的は達成可能であると考えております。

また、Oakキャピタル株式会社からも、同社が中長期的には当社の事業計画の遂行状況と株価動向を勘案しつつ本新株予約権付社債に付された新株予約権及び本新株予約権を行使し、短期的には当社の資金需要に応じて行使する旨の意向表明が口頭でありました。

かかる意向表明を踏まえて、当社の事業進捗において的確に行使することをOakキャピタル株式会社に義務付けることを内容とする条項を同社と合意していないものの、当社としては、Oakキャピタル株式会社の過去の新株予約権の引受及び行使の実績から判断して、同社に、中長期的には当社の事業計画の遂行状況及び株価動向に応じて本新株予約権を行使し短期的には当社の資金需要に応じて行使していただけるものと判断いたしました。

そこで、当社は、本第三者割当について、本新株予約権付社債と本新株予約権の発行により行うこととし、その割合は、当社の事業計画に基づく支出予定時期を踏まえて決定いたしました。

なお、上記のとおりOakキャピタル株式会社から提案された本新株予約権付社債及び本新株予約権の内容については、当社として検討いたしました。①本新株予約権付社債については割当予定先に本新株予約権付社債の繰上償還請求権が付与される一方、株価上昇時において本新株予約権付社債の転換を促進させるとともに、転換された社債については金銭による社債の償還が必要なくなり、自己資本の増強を図ることが可能となる150%コールオプション条項が付されていること、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使期間は平成26年11月4日から平成29年11月3日まで、償還期限も平成29年11月4日となっており、3年間に渡って本新株予約権付社債の転換が可能であり、Oakキャピタル株式会社からも中長期的には事業計画の進捗状況及び株価動向を勘案しつつ行使し、短期的には当社の資金需要に応じ



て行使する旨の意向表明がなされていることから、株価動向に応じて転換されることが期待され、新株式に比べて短期的に大量の株式を発行し希薄化が一度に進まないこと、また、②本新株予約権の内容については割当予定先と協議し、株価上昇時においては本新株予約権の行使を促進させて自己資本の増強を図ることが可能となる150%コールオプション条項が付されていること、本新株予約権の行使期間は平成26年11月4日から平成28年11月3日までとなっており、2年間に渡って本新株予約権の行使が可能であり、Oakキャピタル株式会社からも中長期的には事業計画の進捗状況及び株価動向を勘案しつつ行使し、短期的には当社の資金需要に応じて行使する旨の意向表明がなされていることから、株価動向に応じて転換されることが期待され、新株式に比べて短期的に大量の株式を発行し希薄化が一度に進まないという合理的な条件であるものと考えております。

(※1) 当該JV契約締結に関連して、当社は、①スーパーソルガム種子の購入、②本件JVの運転資金(人件費及び土地の賃借料等)、③本件JVによるソルガム糖液プラントの建設費用の一部、④本件JVによるバイオエタノールプラントの建設費用の一部、及び⑤株式会社日本ソルガムの株式取得に充当するため、平成25年6月5日開催の当社取締役会決議に基づき第2回新株予約権の発行(ライツ・オフアリング)による資金調達(以下、「本件ライツ・オフアリング」という)を実施いたしました。かかるライツ・オフアリングによる調達資金(手取り調達資金額は約15.7億円)の使途の状況等については、当社が公表した、平成25年6月5日付「ライツ・オフアリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に関するお知らせ」、平成25年10月1日付「ライツ・オフアリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に係る資金使途の変更に関するお知らせ」及び平成26年10月7日付「ライツ・オフアリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に係る資金使途の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

(※2) 当該事業に必要な資金につきましては、当社は、平成26年4月11日開催の取締役会において、株式及び第3回新株予約権を第三者割当の方法により発行して資金調達(以下、「本件4月資金調達」という)を実施いたしました。本件4月資金調達において発行した第3回新株予約権は、平成26年8月7日までに全て行使されております。本件4月資金調達による調達資金(手取り調達資金額は約506百万円)の使途の状況等については、当社が公表した、平成26年4月11日付「第三者割当による新株式発行及び第3回新株予約権発行に関するお知らせ並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動の見込みに関するお知らせ」及び平成26年10月7日付「第三者割当による新株式及び第3回新株予約権の募集に係る調達資金の資金使途及び支出予定時期の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

## (2) 本資金調達の必要性

当社グループの更なる企業価値の向上及び事業の発展のためには、上記「Ⅲ 本資金調達の具体的な目的等」に列挙した使途のための資金を確保することが不可欠であり、そのためには、当社として、本資金調達を実施する必要があると判断いたしました。

## 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

### (1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

①調達する資金の総額	2,018百万円
(内訳) 本新株予約権付社債の払込金額の総額	300百万円
本新株予約権の発行による調達額	18百万円
本新株予約権の行使による調達額	1,700百万円
②発行諸費用の概算額	15百万円
③差引手取概算額	2,003百万円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権付社債の払込金額の総額300,000,000円に、本新株

予約権の発行価額の総額 18,214,560 円と本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額 1,700,025,600 円を加えた額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）が含まれておりません。
3. 発行諸費用は、登録免許税及び弁護士費用で合計 12 百万円、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号 代表取締役 能勢元）に対する本新株予約権付社債及び本新株予約権の公正価値算定費用 3 百万円からなります。
4. 本新株予約権の行使期間内にその全部または一部につき行使が行われない場合、及び本新株予約権の全部または一部につき消却がなされた場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
当社完全子会社である PT. PANEN ENERGI によるインドネシアにおけるバイオマスペレット事業に係る設備投資（ペレット製造機、工場ライン製造費、工場建屋建設費等）（注）2.	500 百万円（うち 161 百万円は本新株予約権付社債の発行により調達する資金、15 百万円は本新株予約権の発行により調達する資金、324 百万円は本新株予約権の行使により調達する資金）	平成 26 年 12 月頃
当社完全子会社である PT. PANEN ENERGI によるインドネシアにおけるバイオマスペレット事業の運転資金（委託栽培費用約 100 百万円、製造費用 100 百万円）（注）3.	200 百万円（本新株予約権の行使により調達する資金）	平成 27 年 1 月～平成 27 年 4 月頃
当社現地子会社（平成 26 年 12 月設立予定）及びタイパートナー企業との JV によるタイにおけるバイオマスペレット・配合飼料向け種子事業に係る設備投資（ペレット製造機、脱穀機、選別機、工場ライン製造費、工場建屋建設費等）（注）4.	600 百万円（本新株予約権の行使により調達する資金）	平成 27 年 3 月頃
当社現地子会社（平成 26 年 11 月設立予定）及びタイパートナー企業との JV によるタイにおけるバイオマスペレット・配合飼料向け種子事業の運転資金（委託栽培費用約 60 百万円、製造費用 40 百万円）（注）5.	100 百万円（本新株予約権の行使により調達する資金）	平成 27 年 6 月頃
シンガポール統括会社における運転資金（注）6.	280 百万円（うち 100 百万円は本新株予約権付社債の発行により調達する資金、180 百万円は本新株予約権の行使により調達する資金）	平成 26 年 11 月～平成 27 年 4 月頃
シンガポール統括会社における研究開発費用（注）7.	180 百万円（本新株予約権の行使により調達する資金）	平成 27 年 1 月～平成 27 年 10 月
当社グループの運転資金（注）8.	142 百万円（うち 31 百万円は本新株予約権付社債の発	平成 26 年 11 月～平成 27 年 4 月頃

	行により調達する資金 111 百万円は本新株予約権の行使により調達する資金)	
合計	2,003 百万円	—

- (注) 1. 本資金調達により調達した資金を実際に支出するまでは、当社の事業運営資金を管理する銀行口座とは別の銀行口座において管理し、上記資金用途と異なる用途に充当する必要が生じた場合には、速やかに開示いたします。
- (注) 2. 具体的には、当社完全子会社であるPT. PANEN ENERGIがインドネシアにおいて展開する予定の1,000ha規模のバイオマスペレット事業の設備投資（ペレット製造機等）に係る費用（平成26年12月頃に充当予定）であり、当社が当該費用をシンガポール統括会社を経由してPT. PANEN ENERGIに対して出資により拠出する予定です。
- (注) 3. 具体的には、当社完全子会社であるPT. PANEN ENERGIがインドネシアにおいてバイオマスペレット事業のために栽培するスーパーソルガムの栽培委託費用及び当該スーパーソルガムを原料とするペレットの製造費用等（平成27年1月～平成27年4月頃充当予定）であり、当社が当該費用をシンガポール統括会社を経由してPT. PANEN ENERGIに対して出資により拠出する予定です。
- (注) 4. 当社とタイにおけるパートナー企業であるIELはタイにおいて平成26年3月頃までにJVを組成することを検討しており、当社の予定出資比率は40%を想定しております。JV組成後は、1,000ha規模のペレット及び配合飼料向け種子事業を開始する予定であります。本費用は、当該バイオマスペレット事業及び配合飼料向け種子事業の設備投資（ペレット製造機や脱穀機等）に係る費用のうち、当社負担分（平成27年3月頃に支出予定）であり、当社が当該費用をシンガポール統括会社を経由して当該JVに対して出資により拠出する予定です。
- (注) 5. 具体的には、タイにおけるパートナー企業であるIELとJVを組成して展開する予定のバイオマスペレット及び配合飼料向け種子事業のために栽培するスーパーソルガムの栽培委託費用並びに当該スーパーソルガムを原料とするペレット及び種子の加工製造費用等のうち、当社負担分であり、当社が当該費用をシンガポール統括会社を経由して当該JVに対して出資により拠出する予定です。
- (注) 6. 当社は、現在株式会社スーパーソルガムが営むスーパーソルガム事業をスーパーソルガム事業に係る海外統括会社として設立する予定のシンガポール法人（当社の完全子会社）に事業譲渡（平成26年10月31日開催の臨時株主総会において承認されることを前提）する予定であり、当該事業譲渡後におけるシンガポール統括会社は、平成27年3月期第4四半期からの種子販売事業の売上代金収入があるまでの期間（平成26年11月～平成27年4月頃まで）においては手元流動性資金の流出は避けられない状態にあるため、業務効率の最適化等費用削減の取り組みは行っていくものの、今後の安定した事業運営及び新たな事業展開と業容の拡大に向け、当該シンガポール法人のスーパーソルガム事業に係る運転資金及び東南アジアにおける現地法人設立費用（約280百万円 運転資金については、人件費60百万円、事務所賃借料、会計監査費用、弁護士の顧問料など経常的な経費120百万円を予定しております。また現地法人の設立費用に充てる資金として100百万円を予定しております。支出予定時期は平成26年11月頃～平成27年4月頃）を本調達資金より充当する予定です。
- (注) 7. 当社グループが展開するスーパーソルガム事業は、スーパーソルガムの高い収量により各種最終製品の原価低減が見込めることが強みであると認識しており、当該優位性を将来においても保つこと、及び収益性の向上を目指すことを目的として、更なる高収量の新種開発、ペレット事業及び飼料向け種子事業の栽培・製造プロセスに適した新種の開発、土壌や気候、害虫対策など各栽培地域に適した品種の改良などを行ってまいります。なお、当該新種の開発及び品種の改良に関する研究開発は当社のパートナー企業である株式会社アースノートと共同で行う予定です。なお、既存の品種の改良並びに当社が東南アジアやメキシコ、オーストラリア等各地で展開している試験栽培のデータとアースノートが保有しているスーパーソルガム種子のノウハウが必要となるため、両社が共同で行うことが不可避となります。現在、研究開発内容の詳細について協議中であり、権利関係を含め詳細決定後、平成27年1月頃より開始することを計画しております。
- 新種・改良研究開発費用（180 百万円）（人件費、試験栽培用地賃借料、設備費用、分析費用等）を本調達資金より充当する予定です。
- なお、当該研究開発費は株式会社アースノートが過去に行った、政府機関や大学との共同研究の実績をもとに算定しております。
- (注) 8. 当社は、当期末までの人件費として月額約10百万円、毎月の恒常的な経費（家賃、監査報酬、会計士や税理士などへの顧問料、証券代行機関等への支払）として月額約15百万円を見込んでおります。

平成26年3月期下期以降、スーパーソルガム事業の売上の計上を開始し、現在当社から株式会社スーパーソルガムへの貸付金の返済が開始されることが見込まれておりますが、それまでの期間においては、引き続き、手元資金の流出は避けられない状況であります。事務所移転による業務効率の改善を今後も図ってまいります。本資金調達により調達した142百万円を、平成26年11月～平成27年4月頃までの当社グループの運転資金として充当する予定です。また、過去の増資において、その当時の運転資金の支出の見通しの甘さから、資金使途の変更の開示を行うこととなったため、本件においては保守的に見積ることとしております。

- (注) 9. 本新株予約権の行使期間内にその全部または一部につき行使が行われない場合には、本新株予約権の行使による調達額及び差引手取概算額は減少いたします。当社としては、本新株予約権の行使による調達額が減少した場合には、本資金調達により調達した資金を、当社グループの運転資金、インドネシアにおけるバイオマスペレット事業に係る設備投資、インドネシアにおけるバイオマスペレット事業の運転資金、タイにおけるバイオマスペレット・配合飼料向け種子圃場に係る設備投資、タイにおけるバイオマスペレット・配合飼料向け種子事業の運転資金、シンガポール統括会社の運転資金及び研究開発費の順に優先的に充当し、各運転資金の規模を、本資金調達により調達した資金の額に応じてそれぞれ縮小する予定です。また、上記使途に関し、各運転資金、シンガポール統括会社の運転資金及び研究開発費に充当できる本資金調達により調達した資金の額が予定より減少した場合は、別の資金調達方法を模索した上で充当し、インドネシアにおけるバイオマスペレット事業及びタイにおけるバイオマスペレット・配合飼料向け種子事業の運転資金に充当できる本資金調達により調達した資金の額が予定より減少した場合は、銀行借入、JVパートナー企業との出資比率の交渉等により別途充当する予定です。しかしながら、予定通り充当ができなかった場合には、当該計画が遅延するなど、当初想定した売上及び利益が計上できない可能性があります。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、本資金調達により調達した資金は、当社グループの運転資金及びスーパーソルガム事業拡大(バイオマスペレット・配合飼料向け種子事業・研究開発費)に充当する予定です。

当社グループの運転資金及びスーパーソルガム事業に充当する資金は当社の企業価値及び株主価値は更に向上するものであり、また当面の資金繰りや財務体質の改善にもつながることから、本資金調達の資金使途には合理性があると考えております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

###### ①本新株予約権付社債

第三者機関は、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用し、基準となる当社株価 364 円(平成 26 年 10 月 6 日の終値)、転換価額 364 円、ボラティリティ 91.57% (平成 23 年 9 月から平成 26 年 9 月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間 3 年、リスクフリーレート 0.078% (評価基準日における中期国債レート)、配当率 0.00%、当社による 150%取得条項、新株予約権付社債の転換に伴う株式の希薄化、当社普通株式の流動性、当社の信用リスク、資金調達コスト等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権付社債の公正価値を額面 100 円当たり 95.33 円との結果を得ております。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

i. 割当予定先の転換については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、転換期間最終日(平成 29 年 11 月 3 日)に時価が転換価額以上である場合には残存する本新株予約権付社債の全てを転換するものと仮定しております。転換期間中においては、各時点において、社債権者は各時点の価値と転換価額を比較することで転換行動を決定するものとし、具体的には、各時点において、社債権者は、時価と転換価額とを勘案し、①転換も早期償還もされない場合、②早期償還を行う場合、③転換した場合、において、①から③のうち、経済的合理性が最も高い行動することを仮定しております。

ii. 取得条項があることは、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権付社債の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権付社債の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、当社による取得条項があることは本新株予約権付社債の価値を減価する要因の一つとなります。当社の取得条項の発動前提は、本新株予約権付社債の割当日以降いつでも、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日(東京証券取引所にお

ける当社普通株式の普通取引の終値（気配値を含む。）のない日を除く。）連続して本新株予約権付社債の行使価額の150%を超過した場合に発動することとしております。なお具体的な取得条項の発動時の株価水準は転換価額364円に150%を乗じた546円（小数点以下切上げ）としており、取得条項が発動された場合、割当予定先がすべての本新株予約権付社債を転換するものとしております。

iii. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり3,906株（最近3年間の日次売買高の中央値である39,086株の10%）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

当社は、上記算定方法が一般的に広く使われている算定計算式によるものであるから、この評価を妥当として、本新株予約権付社債1個の払込金額を金10,000,000円（額面100円につき金100円）といたしました。

また、本転換社債型新株予約権の転換価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等）を勘案するとともに、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成26年10月6日）の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値と同値である364円といたしました。

なお、転換価額364円は本調達に係る取締役会決議日の前日までの最近1か月平均330円に対しては10.3%のプレミアム、前日までの最近3か月平均338円に対しては、7.7%のプレミアム、前日までの最近6か月平均335円に対しては、8.7%のプレミアムであります。

当社は、本新株予約権付社債について、本新株予約権付社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益、すなわち本新株予約権付社債の実質的な対価（額面100円につき100円）と東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社の算定した公正価値とを比較し、本新株予約権付社債の実質的な対価が本新株予約権付社債の公正価値を大きく下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

また、本日開催の当社取締役会にて当社監査役3名全員（うち、社外監査役2名）からは、上記と同様の理由により、本新株予約権付社債の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、かつ適法である旨の意見をいただいております。

## ②本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行条件の決定に際し、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに、外部の当社との取引関係のない独立した専門会社である第三者算定機関（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表取締役 能勢元）に算定を依頼しました。

第三者機関は、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用し、基準となる当社株価364円（平成26年10月6日の終値）、権利行使価額364円、ボラティリティ67.14%（平成24年9月から平成26年9月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間2年、リスクフリーレート0.055%（評価基準日における中期国債レート）、配当率0.00%、当社による150%取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社普通株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき389.3円との結果を得ております。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

i. 割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間最終日（平成28年11月3日）に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使するとしております。

ii. 取得条項があることは、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点か

らはデメリットといえます。よって、当社による取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社の取得条項の発動前提は、本新株予約権の割当日以降いつでも、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日（東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配値を含む。）のない日を除く。）連続して本新株予約権の行使価額の 150%を超過した場合に発動することとしております。なお具体的な取得条項の発動時の株価水準は行使価額 364 円に 150%を乗じた 546 円（小数点以下切上げ）としており、取得条項が発動された場合、割当予定先がすべての本新株予約権を行使するものとしております。

iii. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を 1 営業日あたり 6,470 株（最近 2 年間の日次売買高の中央値である 64,700 株の 10%）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の 10%という数値につきましても、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の 100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の 100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である 100%のうち平均してその 10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の 10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

当社は、上記算定方法が一般的に広く使われている算定計算式によるものであるから、この評価を妥当として、本新株予約権 1 個の払込金額を金 390 円といたしました。

また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前営業日までの 1 か月間、3 か月間及び 6 か月間の終値平均株価等）を勘案するとともに、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成 26 年 10 月 6 日）の株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の普通取引の終値と同値である 364 円といたしました。

なお、行使価額 364 円は本調達に係る取締役会決議日の前日までの最近 1 か月平均 330 円に対しては 10.3%のプレミアム、前日までの最近 3 か月平均 338 円に対しては、7.7%のプレミアム、前日までの最近 6 か月平均 335 円に対しては、8.7%のプレミアムであります。

上記算定根拠より算出された本新株予約権 1 個につき 390 円の価額は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしている当社の考えから、時価相当であると判断しております。

また、本新株予約権の払込金額につきましても、当社監査役 3 名全員（うち、社外監査役 2 名）からは、上記と同様の理由により、それ自体特に割当予定先に有利な価額ではなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当しない旨の意見をいただいております。

## （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、上記のとおり、既に本件ライツ・オファリング及び本件 4 月資金調達を実施しております。本件ライツ・オファリングの結果、新株予約権 332,609 個（発行数の 93.62%）が行使され、665,218 株が新たに発行されました（その後、平成 25 年 9 月 30 日付で当社普通株式 1 株につき 10 株の割合をもって分割し、単元株式数を 10 株から 100 株に変更しております。）。また、本件 4 月資金調達では、新株式 750,000 株及び新株予約権 8,500 個が発行され、当該新株予約権が全て行使されたことにより、さらに 850,000 株が発行されました。なお、当社は、株式会社リアルビジョンからの借入金返済の方法として、同社に対し当該借入金に係る債権の現物出資による新株式 319,354 株の発行も行っております。

本件ライツ・オファリング及び本件 4 月資金調達で調達された資金（合計約 22 億円）は、当社グループのスーパーソルガムの種子販売事業や糖液販売事業に係る費用等に順次充当されておりますが、現在はこれらの事業を開始して間がなく、また、現時点までに実際に実施された投資が当社グループの収益に貢献するまでには、まだ一定程度の時間を要します。

このように、近時の資金調達により調達した資金の投資効果が大きく現れるには至っておらず、また、短期的には、更に発行済株式総数が増加することによる希薄化や株価への悪影響、並びに割当予定先が本新株予約権付社債に付された新株予約権及び本新株予約権を行使して取得した当社株式を市場で売却することによる流通市場への一定の影響が懸念されるものの、本件 4 月資金調達時には、一時的に株価は 400 円程まで上昇しており、当社としては、本第三者割当においても、調達した資金により事業計画を着実に遂行していくことが、当社グループの収益基盤の強化、ひいては企業価値・株主価値をさらに向上させることとなり、既存株主の皆さまの利益向上につながるものと判断しております。

もっとも、本転換社債型新株予約権に付された新株予約権の目的となる株式数に係る議決権数（8,241

個)は平成26年10月7日現在の議決権総数122,917個に対して6.70%(小数第3位を四捨五入)に相当し、本新株予約権の目的となる株式数に係る議決権数(46,704個)は平成26年10月7日現在の議決権総数122,917個に対して38.00%(小数第3位を四捨五入)に相当します。また、本転換社債型新株予約権に付された新株予約権の目的となる株式数に係る議決権数(8,241個)及び本新株予約権の目的となる株式数に係る議決権数(46,704個)の合計数(54,945個)は、平成26年10月7日現在の議決権総数122,917個に対して44.70%(小数第3位を四捨五入)に相当します。

割当予定先が本新株予約権付社債に付された新株予約権及び本新株予約権を行使して取得した当社株式(5,494千株)を市場で売却することによる流通市場への影響は、割当予定先が本新株予約権付社債に付された新株予約権を行使することにより付与された株式を市場で売却することによる流通市場への影響について今後3年間の株式売買高を62百万株(過去3年日次売買高:86,083株、年間取引日数:241日)と仮定すると株式売買高に占める割合は1%程度であり、また、割当予定先が本新株予約権を行使することにより付与された株式を市場で売却することによる流通市場への影響について今後2年間の株式売買高を55百万株(過去2年日次売買高:112,502株、年間取引日数:245日)と仮定すると株式売買高に占める割合は8.5%程度であり、割当予定先からも、当社株式を売却する際には、株価に配慮しつつ売却を進めるものと伺っていることから、大きな影響はないと判断しております。

また、上記のとおり、当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に係る取締役会決議日から6ヶ月以内に実施した、①平成26年4月11日に有価証券届出書を提出し平成26年4月28日を払込期日として第三者割当により株式750,000株(これに係る議決権の数は7,500個)を発行し、同日を払込期日として第三者割当により新株予約権8,500個(当該新株予約権の目的となる株式数は850,000株、当該株式に係る議決権の数は8,500個。当該新株予約権は、平成26年8月7日までに全て行使されています。)を発行し、また、②平成26年8月26日に有価証券通知書を提出し平成26年9月9日を払込期日として第三者割当により株式319,354株(これに係る議決権の数は3,193個)を発行しております。①及び②の合計の株式数は1,919,354株(これに係る議決権の数は19,193個。以下「増加議決権数」といいます。)となります。そして、本転換社債型新株予約権に係る議決権数(8,241個)及び本新株予約権の目的となる株式数に係る議決権数(46,704個)に増加議決権数を加えた74,138個は、平成26年10月7日現在の議決権総数122,917個から増加議決権数を控除した103,724個に対して71.48%(小数第3位を四捨五入)に相当します。

このように、本新株予約権付社債の払込金額及び本新株予約権の払込金額のいずれも、割当予定先に特に有利な金額ではないものの、希薄化率が25%以上となり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める「第三者割当に係る遵守事項」に該当するため、当社は平成26年10月31日開催予定の臨時株主総会において、「株主以外の第三者に募集新株予約権付社債を発行する件」と「株主以外の第三者に募集新株予約権を発行する件」を上程し、「株主の意思確認」を行うこととしました。かかる「株主の意思確認」の決議要件については法令及び上記規程において定めはありませんが、当社としては、株主の皆様から多くのご賛同を得た上で本資金調達を進めたいことから、慎重な手続を行うべく、特別決議事項として付議させていただくことといたしました。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

本新株予約権付社債及び本新株予約権

(平成26年3月31日現在)

①	名 称	O a kキャピタル株式会社
②	本 店 所 在 地	東京都港区赤坂8丁目10番24号
③	代表者の役職・氏名	代表取締役 竹井 博康
④	事 業 内 容	投資業
⑤	資 本 金	34億1百万円
⑥	設 立 年 月 日	1918年2月22日
⑦	決 算 期	3月
⑧	発 行 済 株 式 数	46,398,620株
⑨	事 業 年 度 の 末 日	3月
⑩	従 業 員 数	18人

⑪	主要取引先	該当なし		
⑫	主要取引銀行	三井住友銀行、みずほ銀行		
⑬	大株主及び持株比率	エルエムアイ株式会社 6.2%		
⑭	当社との関係等	資本関係	当社と当該会社との間には、資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、資本関係はありません。	
		取引関係	当社と当該会社との間には、取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、取引関係はありません。	
		人的関係	当社と当該会社との間には、人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、人的関係はありません。	
		関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。	
⑮	最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：百万円）			
	決算期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
	純資産	1,891	1,269	4,192
	総資産	2,439	1,785	4,380
	1株当たり純資産(円)	84.04	52.52	90.39
	売上高	926	1,538	4,167
	営業利益	△645	△329	570
	経常利益	△656	△342	564
	当期純利益	△659	△485	554
	1株当たり当期純利益(円)	△29.77	△21.13	12.91
	1株当たり配当金(円)	—	—	—

Oakキャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しております。当社は、割当予定先が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、割当予定先が警察、顧問弁護士等との連携により、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本的方針を定めていることを確認しており、これにより、同社及びその役員は暴力団等とは一切関係がないと判断しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、本資金調達を実施するに当たり、当社の事業内容及び今後の事業方針に対する理解と賛同を得られるか、また、既存株主の株式価値の希薄化への配慮の観点から、本新株予約権付社債と本新株予約権とを合わせて引受けていただけるか、さらに、反社会的勢力とのかかわりが一切ないことを確認できるか、という基準で、複数の投資家の中から割当予定先を探してまいりました。

そのような中、当社は、当社代表取締役である宮嶋淳と旧知のパス株式会社の代表取締役からOakキャピタル株式会社をご紹介頂き、本資金調達に関する交渉を行ってまいりました。

当社は、Oakキャピタル株式会社との面談を行い、同社が当社グループに関心をもたれ、当社の事業内容及び今後の事業方針並びに本資金調達のスキームにご理解とご賛同を頂けること、また、Oakキャピタル株式会社が東京証券取引所市場第二部へ上場しており、反社会的勢力と一切のかかわりがなく、この確認がとれたことから、更に慎重に検討を進めた結果、本資金調達における割当予定先として選定したものです。



なお、当社との面談の中で、Oakキャピタル株式会社からは、純投資を目的として本新株予約権付社債及び本新株予約権を取得する意向であり、かつ、Oakキャピタル株式会社が当社の経営に介入する意思はない旨を口頭で表明をいただいております。

### (3) 割当予定先の保有方針

本新株予約権付社債及び本新株予約権について、当社とOakキャピタル株式会社との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、平成26年9月1日に行った当社と同社との面談において、同社は、当社に対して、本新株予約権付社債に付された新株予約権及び本新株予約権の行使により取得する当社株式の保有目的は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことを確認しております。

また、Oakキャピタル株式会社からは中長期的には当社の事業計画の遂行状況及び株価動向に応じて、本新株予約権付社債に付された新株予約権及び本新株予約権を行使し、短期的には当社の資金需要に応じて行使する旨の意向の表明を口頭で受けております。

なお、同社が本新株予約権付社債及び本新株予約権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承諾を要するものとしております。

### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

Oakキャピタル株式会社より、本新株予約権付社債に係る払込み及び本新株予約権の発行に係る払込みについて払込期日に全額払込むことの確約をいただいております。本新株予約権の権利行使のために必要となる資金の確保についても支障がない旨の説明を受けております。

また、当社は、Oakキャピタル株式会社が平成26年6月27日に提出した平成26年3月期有価証券報告書に記載された連結財務諸表に表示される平成26年3月末現在における現預金その他の流動資産及び平成27年3月期第1四半期報告書に記載された四半期財務諸表に表示される現預金その他の流動資産から把握できる直近1年の同社の現預金その他の流動資産の推移の状況、同社が当社の事業計画の遂行状況に応じて本新株予約権付社債に付された新株予約権及び本新株予約権を行使したいという意向を表明したこと及び当社の事業計画の内容、並びに同社は当該行使により取得した当社株式の保有目的は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がなく市場動向に応じて当社株式を売却する方針であって当該売却により一定の入金も見込まれることに鑑みると、同社は本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る払込みに必要な金銭を確保していることが確認でき、かつ、当社の事業計画に応じて本新株予約権の行使するために必要な金銭を確保することが可能であると判断しております。

## 7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

割当前 (平成26年9月16日現在)	割合	全ての本転換社債型新株予約権に付された新株予約権 及び本新株予約権が行使された場合(参考)	割合
有限会社佐藤総合企画 S	13.83%	Oakキャピタル株式会社	30.89%
AYBANK KIM ENG SEC PTE LTD A/C CLIENTS 日本証券金融株 式会社	10.00%	有限会社佐藤総合企画	9.56%
日本証券金融株式会社	4.30%	MAYBANK KIM ENG SEC PTE LTD A/C CLIENTS	6.92%
阿部 信雄	3.54%	日本証券金融株式会社	2.98%
市川 昭人	2.87%	阿部 信雄	2.45%
柿沼 佑一	2.68%	市川 昭人	1.98%

株式会社リアルビジョン	2.60%	柿沼 佑一	1.86%
株式会社 SBI 証券	2.44%	株式会社リアルビジョン	1.80%
鈴木 博	1.53%	株式会社 SBI 証券	1.69%
丸谷商事株式会社	1.39%	鈴木 博	1.06%

(注) 割当予定先が本新株予約権付社債に付された新株予約権及び本新株予約権を行使して取得した当社株式について、割当予定先は、上記6. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針のとおり長期保有を前提としておりませんが、参考として全ての本転換社債型新株予約権及び本新株予約権が行使された場合の状況を記載しております。

#### 8. 今後の見通し

本資金調達に伴う今期における当社業績への影響は現在精査中であり、判明次第速やかにお知らせいたします。

#### 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

上記のとおり、当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に係る取締役会決議日から6ヶ月以内に実施した、①平成26年4月11日に有価証券届出書を提出し平成26年4月28日を払込期日として第三者割当により株式750,000株（これに係る議決権の数は7,500個）を発行し、同日を払込期日として第三者割当により新株予約権8,500個（当該新株予約権の目的となる株式数は850,000株、当該株式に係る議決権の数は8,500個。当該新株予約権は、平成26年8月7日までに全て行使されています。）を発行し、また、②平成26年8月26日に有価証券通知書を提出し平成26年9月9日を払込期日として第三者割当により株式319,354株（これに係る議決権の数は3,193個）を発行しております。①及び②の合計の株式数は1,919,354株（これに係る議決権の数は19,193個。以下「増加議決権数」といいます。）となります。そして、本転換社債型新株予約権に係る議決権数（8,214個）及び本新株予約権の目的となる株式数に係る議決権数（46,704個）に増加議決権数を加えた74,138個は、平成26年10月7日現在の議決権総数122,917個から増加議決権数を控除した103,724個に対して71.48%（小数第3位を四捨五入）に相当します。

このように、本新株予約権付社債の払込金額及び本新株予約権の払込金額のいずれも、割当予定先に特に有利な金額ではないものの、希薄化率が25%以上となり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める「第三者割当に係る遵守事項」に該当するため、当社は平成26年10月31日開催予定の臨時株主総会において、「株主以外の第三者に募集新株予約権付社債を発行する件」と「株主以外の第三者に募集新株予約権を発行する件」を上程し、「株主の意思確認」を行うこととしました。かかる「株主の意思確認」の決議要件については法令及び上記規程において定めはありませんが、当社としては、株主の皆様から多くのご賛同を得た上で本資金調達を進めたいことから、慎重な手続を行うべく、特別決議事項として付議させていただくことといたしました。

#### 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

##### (1) 最近3年間の業績（連結）（単位：百万円）

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高	1,525	1,321	1,389
営業利益	△89	△541	△737
経常利益	△84	△565	△1,008
当期純利益	△295	△454	△253
1株当たり当期純利益（円）	△1,029.18	△152.59	△32.11
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産（円）	3,807.81	210.41	216.64

## (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	12,291,764 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	1,955,000 株	15.90%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

## (3) 最近の株価の状況

## ① 最近3年間の状況

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	
			株式分割前	株式分割後
始 値	1,770 円	4,886 円	3,561 円	297 円
高 値	6,300 円	6,852 円	13,149 円	459 円
安 値	1,210 円	2,113 円	2,478 円	231 円
終 値	4,660 円	3,710 円	2,979 円	299 円

## ① 最近6か月間の状況

	平成26年4月	平成26年5月	平成26年6月	平成26年7月	平成26年8月	平成26年9月
始 値	300 円	340 円	310 円	365 円	320 円	326 円
高 値	412 円	352 円	385 円	410 円	356 円	341 円
安 値	278 円	265 円	287 円	312 円	315 円	290 円
終 値	347 円	305 円	365 円	326 円	330 円	340 円

## ② 発行決議日前日における株価

	平成26年10月6日現在
始 値	349 円
高 値	365 円
安 値	349 円
終 値	364 円

## (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

## ① 第三者割当の方法による普通株式発行

発行期日	平成24年11月5日
発行株式数	普通株式27,000株
発行価格	1株につき3,400円
発行価額の総額	91,800,000円
資本組入額	1株につき1,700円
資本組入額の総額	45,900,000円
払込期日	平成24年11月5日
割当予定先	Greenfields Holdings Limited
発行時における当初の資金使途	① 当社100%子会社による株式会社上武からの事業譲受代金（第一回）80,000千円 ② 当社100%子会社による株式会社上武からの事業譲受代金（第二回）

	8,950千円
発行時における支出予定時期	① 平成24年11月 ② 平成25年1月
現時点における充当状況	① 平成24年11月 当社100%子会社による株式会社上武からの事業譲受代金（第一回）に充当 ② 平成25年1月 当社100%子会社による株式会社上武からの事業譲受代金（第二回）及び新上武（株式会社上武から事業を譲り受けた当社100%子会社をいいます。以下同様。）の運転資金に充当

### ②第三者割当の方法による新株予約権発行

申込期日	平成24年11月5日
新株予約権の総数	410個（新株予約権1個当たり100株）
発行価格	新株予約権1個につき1,850円
当該発行による潜在株式数	41,000株
調達資金の額	140,158,500円 （内訳）新株予約権の発行による調達額：758,500円 新株予約権の行使による調達額：139,400,000円
募集時における発行済株式数	304,023株
当該募集による潜在株式数	41,000株
割当予定先	Greenfields Holdings Limited
現時点における行使状況	41,000株
現時点における潜在株式数	0株
発行時における当初の資金使途	① 新上武の運転資金：25,000千円 ② インドネシアでの子会社設立費用：40,000千円 ③ インドネシアでの新規事業への投資資金：71,508千円
発行時における支出予定時期	① 平成24年11月～ ② 平成25年1月～平成26年3月 ③ 平成25年4月～平成26年3月
現時点における充当状況	① 平成25年4月 新上武の運転資金に充当 ② 平成25年5月 インドネシアでの子会社設立費用に充当

### ③株主割当の方法による新株予約権発行（ノンコミットメント型ライツ・オフERING）

割当日	平成25年6月17日
新株予約権の総数	355,274個（新株予約権1個につき2株）
新株予約権の行使期間	平成25年7月18日から平成25年8月14日まで
発行価格	新株予約権1個につき0円
当該発行による潜在株式数	710,548株
募集時における発行済株式数	372,023株
当該募集による発行済株式数	665,218株
払込総額	1,663,045,000円

募集後における発行済株式数	1,037,241株
発行時における当初の資金使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>① スーパーソルガムの種子の購入費用：0.3億円</li> <li>② PT. Samirana Kisma Tirta 運転資金（人件費及び土地の賃借料等）：0.4億円</li> <li>③ PT. Samirana Kisma Tirta によるバイオマス発電プラント建設費用（当社負担分約5.1億円）の一部：1億円</li> <li>④ スーパーソルガム種子の購入費用（総額12億円のうち、当該資金調達より充当するもの）：6.1億円</li> <li>⑤ スーパーソルガム種子の購入費用（総額12億円のうち、当該資金調達より充当するもの）：2.9億円</li> <li>⑥ 株式会社日本ソルガムの株式取得の対価：5億円</li> </ul>
発行時における支出予定時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 平成27年9月頃</li> <li>② PT. Samirana Kisma Tirta 設立以後（平成25年10月～12月）～平成28年3月</li> <li>③ 平成26年9月～平成28年3月</li> <li>④ 平成25年9月</li> <li>⑤ 平成25年10月～平成26年9月</li> <li>⑥ 平成25年8月頃</li> </ul>
現時点における充当状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 現時点では充当していません。</li> <li>② 平成26年4月 当社運転資金に0.8億円充当しております。に充当しております。</li> <li>③ 平成26年4月 株式会社スーパーソルガムの運転資金に0.6億円充当しております。</li> <li>④ 平成25年9月 スーパーソルガムの種子購入費用に全額充当</li> <li>⑤ 平成25年12月 スーパーソルガムの種子購入費用に全額充当</li> <li>⑥ 平成25年8月 株式会社日本ソルガムの株式取得の対価に全額充当</li> </ul> <p>※②及び③については平成26年10月7日付「ライツ・オフエリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）に係る資金使途の変更に関するお知らせ」にて資金使途の変更を行っております。</p>

#### ④第三者割当の方法による普通株式発行

発行期日	平成26年4月28日
発行株式数	普通株式750,000株
発行価格	1株につき317円
発行価額の総額	237,750,000円
資本組入額	1株につき158.5円
資本組入額の総額	118,875,000円
払込期日	平成26年4月28日
割当予定先	有限会社佐藤総合企画
発行時における当初の資金使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 濃縮糖液製造用のスーパーソルガムに係る圃場賃借料 145百万円</li> <li>② 濃縮液糖製造用のスーパーソルガムに係る栽培費用の一部263百万円</li> <li>③ 濃縮液糖の製造費用の一部 98百万円</li> </ul>
発行時における支出予定時期	① 平成26年5月～平成26年11月

	② 平成26年7月～平成27年1月 ③ 平成26年12月～平成27年1月
現時点における充当状況	① 濃縮糖液製造用のスーパーソルガムに係る圃場の賃借料148百万円を充当 ② スーパーソルガム事業に係る運転資金として155百万円を充当 ③ 株式会社リアルビジョンへの借入金返済原資として60百万円を充当 ④ 当社グループの運転資金として143百万円を充当 ※②、③及び④については平成26年10月7日付「第三者割当による新株式及び第3回新株予約権の募集に係る調達資金の使途及び予定支出時期の変更に関するお知らせ」にて資金使途の変更を行っております。

⑤第三者割当の方法による新株予約権発行

申込期日	平成26年4月28日
新株予約権の総数	8,500個（新株予約権1個当たり100株）
発行価格	新株予約権1個につき343円
当該発行による潜在株式数	850,000株
調達資金の額	302,115,500円 （内訳）新株予約権の発行による調達額：2,915,500円 新株予約権の行使による調達額：299,200,000円
募集時における発行済株式数	10,372,410株
当該募集による潜在株式数	850,000株
割当予定先	有限会社佐藤総合企画（4,000個） White Knight Investment Limited（4,500個）
現時点における行使状況	850,000株
現時点における潜在株式数	0株
発行時における当初の資金使途	① 濃縮糖液製造用のスーパーソルガムに係る圃場賃借料 145百万円 ② 濃縮液糖製造用のスーパーソルガムに係る栽培費用の一部263百万円 ③ 濃縮液糖の製造費用の一部 98百万円
発行時における支出予定時期	① 平成26年5月～平成26年11月 ② 平成26年7月～平成27年1月 ③ 平成26年12月～平成27年1月
現時点における充当状況	① 濃縮糖液製造用のスーパーソルガムに係る圃場の賃借料148百万円を充当 ② スーパーソルガム事業に係る運転資金として155百万円を充当 ③ 株式会社リアルビジョンへの借入金返済原資として60百万円を充当 ④ 当社グループの運転資金として143百万円を充当 ※②、③及び④については平成26年10月7日付「第三者割当による新株式及び第3回新株予約権の募集に係る調達資金の使途及び予定支出時期の変更に関するお知らせ」にて資金使途の変更を行っております。

⑥第三者割当の方法による普通株式発行

発行期日	平成26年9月9日
発行株式数	普通株式319,354株
発行価格	1株につき310円
発行価額の総額	98,999,740円

資本組入額	1株につき155円
資本組入額の総額	49,499,870円
払込期日	平成26年9月9日
割当予定先	株式会社リアルビジョン
発行時における当初の資金使途	当社に対する金銭債権の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）
発行時における支出予定時期	平成26年9月9日
現時点における充当状況	平成26年9月9日 金銭債務98,999,740円に充当

⑦第三者割当の方法による新株予約権発行

申込期日	平成26年9月11日
新株予約権の総数	19,550個（新株予約権1個当たり100株）
発行価格	新株予約権1個につき384円
当該発行による潜在株式数	1,955,000株
調達資金の額	734,767,200円 （内訳）新株予約権の発行による調達額：7,507,200円 新株予約権の行使による調達額：727,260,000円
募集時における発行済株式数	11,972,410株
当該募集による潜在株式数	0株
割当予定先	当社並びに当社100%子会社役員及び従業員
現時点における行使状況	0株
現時点における潜在株式数	1,955,000株

(5) ロックアップについて

- 本新株予約権付社債及び本新株予約権の募集に関連して、当社はOakキャピタル株式会社との間で、
- (1) 本新株予約権付社債及び本新株予約権の申込期日以降、(イ)本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込期日から起算して6ヶ月間が経過した日又は(ロ)未行使の本転換社債型新株予約権及び本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間、Oakキャピタル株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、ロックアップ対象有価証券（以下に定義します。以下、同じ。）の発行（ただし、株式分割を含まない。以下、同じ。）又は交付若しくは処分（公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その発行若しくは交付の形態を問わない。以下、同じ。）又はこれに関する公表（ただし、本新株予約権付社債及び本新株予約権の申込期日時点で既に発行されている新株予約権に係る公表を除く。以下、同じ。）を行わない旨合意しております。
  - (2) 前号に加えて、(イ)本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込期日から起算して6ヶ月間が経過した日から起算して6ヶ月間が経過した日又は(ロ)未行使の本転換社債型新株予約権及び本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間、Oakキャピタル株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、本新株予約権付社債に付された本転換社債型新株予約権の転換価額と本新株予約権の行使価額のいずれか低い価額を下回る価額でのロックアップ対象有価証券の発行又は交付若しくは処分又はこれに関する公表を行わない旨合意しております。

なお、前各号における「ロックアップ対象有価証券」とは、当社普通株式並びに当社普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び当社普通株式への転換予約権又は強制転換条項の付された株式、及び取得対価を当社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。）をいいます。ただし、かかる有価証券のうち、当社及び子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権及びこれらの者に対して既に発行され又は今後発行される新株予約権の行使に応じて発行又は交付されるもの、並びに本転換社債型新株予約権又は本新株予約権の行使に応じて発行又は交付されるものを除きます。

## 11. 発行要項

### ①本新株予約権付社債

1. 募集社債の名称 株式会社SOL Holdings第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といい、株式会社SOL Holdings第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項を「本要項」という。）
2. 新株予約権付社債券の不発行及び分離譲渡の禁止 本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債または本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
3. 募集社債の総額 金3億円（額面総額3億円）
4. 各募集社債の金額 金10,000,000円の1種
5. 各募集社債の払込金額 金10,000,000円（額面100円につき金100円）
6. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。
7. 社債の利率 本社債には利息を付さない。
8. 申込期日 平成26年11月4日
9. 本社債の払込期日 平成26年11月4日
10. 各本新株予約権の割当日 平成26年11月4日（なお、各本社債の払込金額全額が同日に当社に払込まれることを本新株予約権の割当ての条件とする。）
11. 募集の方法 第三者割当の方法により、全額をOakキャピタル株式会社に割り当てる。
12. 物上担保・保証の有無 本新株予約権付社債には、物上担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産は無い。
13. 社債管理者の不設置 本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書及び会社法施行規則第169条の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。
14. 社債の償還の方法及び期限
  - (1) 満期償還 本社債の元金は、平成29年11月4日（以下「償還期限」という。）に、未償還の本社債の全部を額面100円につき金100円で償還する。
  - (2) 本社債の繰上償還
    - イ. 150%コールオプション条項による繰上償還 金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20連続取引日にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額（本要項第16項第(2)号ロに定める転換価額とする。ただし、転換価額が同号ハないしチによって調整された場合は調整後の転換価額とする。）の150%を超えた場合、当社は、その選択により、本社債権者に対して、当該20連続取引日の最終日から30日以内に、繰上償還日の30日以上60日以内の事前の通知を行うことにより、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%で償還することができる。なお、償還期限とともに本社債が償還される期日を償還日という（以下同じ）。
    - ロ. 組織再編行為等による繰上償還 当社が上場している金融商品取引所における当社普通株式の上場が廃止された場合、または当社が消滅会社となる合併、吸収分割もしくは新設分割（吸収分割承継会社もしくは新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で決議した場合、当社は、当該上場廃止日または組織再編行為の効力発生日前に、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%で償還しなければならない。
    - ハ. 社債権者の選択による繰上償還



社債権者は、当社に対して、繰上償還日を平成 28 年 11 月 4 日として、当該繰上償還日の 30 営業日以上 60 営業日以内の事前の通知をし、その保有する本社債の全部又は一部を額面 100 円につき 100 円で繰上償還することを請求する権利を有する。社債権者は、当社の同意なく、当該通知を撤回することができない。

(3) 債務不履行による強制償還

本要項第 19 項各号に定める事由が生じた場合、社債権者は、当社に対して、本社債の期限の利益喪失を通知することができる。同通知がなされた場合、当社は、本社債の元金をその総額で直ちに本社債を償還するものとする。

(4) 任意買入消却

本新株予約権付社債の買入消却は、当社と社債権者の合意により、本新株予約権付社債の本要項第 9 項に定める払込期日の翌日以降、本社債の額面 100 円につき金 100 円において、いつでもこれを行うことができる。買入れた本社債を消却する場合、本新株予約権については、本要項第 16 項第(4)号に従って行使できなくなるにより消滅する。

15. 本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は 1 個とし、合計 30 個の本新株予約権を発行する。

16. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

イ 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

ロ 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行しまたはこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行または処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(2)号ロ記載の転換価額（本項第(2)号ハないしチに基づき調整された場合は調整後の転換価額）で除した整数とする。ただし、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

イ 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債（なお、本新株予約権の付されている本社債はその額面金額の全額の払込がなされたものに限る。）の全部とし（なお、本新株予約権の行使の効力発生により、当該本社債につき期限の利益が喪失されるものとする。）、出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の額面金額と同額とする。

ロ 各本新株予約権の行使により交付する当社の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、金 364 円とする。

ハ 転換価額の調整

当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本号ニ①ないし③に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\begin{array}{r}
 \text{既発行普} \\
 \text{通株式数} \\
 + \\
 \text{交付普通} \\
 \text{株式数} \\
 \times \\
 \text{1株あたりの} \\
 \text{払込金額} \\
 \hline
 \text{時価} \\
 \hline
 \text{調整後} \\
 \text{転換価額} \\
 = \\
 \text{調整前} \\
 \text{転換価額} \\
 \times \\
 \text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}
 \end{array}$$

ニ 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 時価（本号へ②に定める。）を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（ただし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式または取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換または合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降またはかかる交付のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式分割または当社普通株式の無償割当てにより普通株式を発行する場合  
調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降または当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 時価（本号へ②に定める。）を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに当社に取得され、もしくは当社に取得を請求できる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行または付与（無償割当ての場合を含む。）する場合  
調整後の転換価額は、発行または付与される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の取得価額で取得され、または当初の行使価額で行使され、当社の普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）以降、または、その証券の発行もしくは付与のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 本号ニ①ないし③の各取引において、当社普通株主に権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号ニ①ないし③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。ただし、株式の交付については本項第(8)号の規定を準用する。

$$\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額} \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数} \\
 \text{株式数} = \frac{\quad}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

ホ 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が百分の1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

へ 転換価額調整式に係る計算方法

- ① 転換価額調整式の計算については、円未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切上げる。

- ② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切上げる。
- ③ 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社の普通株式を控除した数とする。
- ト 本号ニ①ないし③の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て（ただし、当該承認は不合理に留保、遅延、拒絶されない。）、必要な転換価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換または株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③ 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- チ 本号ニにより転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (3) 本新株予約権を行使することができる期間  
本新株予約権付社債の社債権者は、平成26年11月4日から平成29年11月3日までの間、いつでも、本新株予約権を行使すること（以下「行使請求」という。）ができる。ただし、行使可能期間は、①当社が、本要項第14項第(2)号イ及びロに基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日まで、②当社が、本要項第14条第(4)号に基づき本社債を買入消却する場合は、消却日の前銀行営業日まで、③当社が、本要項第19項に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時までとする。上記いずれの場合も、平成29年11月4日から後は本新株予約権を行使することはできない。なお、本号の定めるところにより本新株予約権を行使することができる期間を行使可能期間という。
- (4) その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。なお、当社が本新株予約権付社債を買入れ、本社債を消却した場合には、当該本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。
- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 本新株予約権の行使請求の方法  
イ 本新株予約権を行使請求しようとするときは、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、その行使に係る本新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、本項第(3)号記載の行使可能期間中に本項第(10)号記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。  
ロ 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。
- (7) 本新株予約権の行使請求の効力発生日  
行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が正午までに行使請求受付場所に到着した場合には、その到着した日に、正午以降に到着した場合には翌営業日に発生する。
- (8) 株式の交付方法  
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増

加の記録を行うことにより株式を交付する。

(9) 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件  
取得の事由及び取得の条件は定めない。

(10) 行使請求受付場所  
株式会社SOL Holdings 管理部

17. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値等を勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

18. 担保提供制限

(1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

(2) 本項第(1)号に基づき設定した担保権が本新株予約権付社債を担保するに十分でないときは、当社は直ちに本新株予約権付社債を担保するに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続を完了し、かつ、設定した追加担保権について担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。

19. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を失う。

(1) 当社が第14項の規定に違反したとき。

(2) 当社が第18項の規定に違反したとき。

(3) 当社が、本項第(1)号、第(2)号以外の本要項の規定に違反し、本社債権者からは是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行または是正をしないとき。

(4) 当社が本社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が1億円を超えない場合は、この限りではない。

(5) 当社または当社の取締役もしくは監査役が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立をし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

(6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

20. 損害金

当社が本社債に関する債務を履行しなかった場合、支払うべき金額に対し年15%（年365日の日割計算）の割合にあたる損害金を支払う。

21. 本社債権者に対する通知する場合の公告の方法

本社債権者に対する通知は、当社の定款所定の方法により公告を行う。ただし、法令に別段の定めがあるものを除き、公告に代えて各本社債権者に対し直接書面により通知する方法によることができる。

22. 社債権者集会に関する事項

(1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前までに本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告または書面により通知する。

(2) 本新株予約権付社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本社債の発行価額の総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

## 23. 費用の負担

以下に定める費用は、当社の負担とする。

- (1) 本要項第22項に定める公告に関する費用
- (2) 本要項第23項に定める社債権者集会に関する費用

## 24. 本新株予約権付社債の譲渡に関する事項

社債権者が本新株予約権付社債の全部または一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。

## 25. その他

- (1) 上場申請の有無 該当事項なし。
- (2) その他本新株予約権付社債発行に関して、必要な事項は当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 上記各項については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (4) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は合理的に必要な措置を講ずる。

## ②本新株予約権

1. 新株予約権の名称 株式会社 SOL Holdings 第5回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 18,214,560 円
3. 申込期日 平成 26 年 11 月 4 日
4. 割当日及び払込期日 平成 26 年 11 月 4 日
5. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を Oak キャピタル株式会社に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 4,670,400 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
  - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 46,704 個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 390 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金 364 円とする。但し、行使価額は第 10 項の規定に従って調整されるものとする。
10. 行使価額の調整
  - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）  
調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
  - ②株式分割により当社普通株式を発行する場合  
調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
  - ③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合  
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
  - ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合  
調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。  
②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。  
③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対

し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間  
平成26年11月4日から平成28年11月3日までとする。但し、第13項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
13. 本新株予約権の取得事由  
本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の150%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金390円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
14. 新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
15. 新株予約権証券の発行  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法
  - (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
  - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
  - (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第18項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第19項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。
18. 行使請求受付場所  
株式会社 SOL Holdings 管理部
19. 払込取扱場所  
三井住友信託銀行株式会社 本店営業部
20. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い  
当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。
  - ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
  - ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④新株予約権を行使することのできる期間

第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
第 16 項に準じて決定する。

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第 9 項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

第 12 項及び第 13 項に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上